

【総務部・建設交通部・府民生活部】

件 名	審議会等委員名簿の公開・更新ルールについて
<p>申立概要 【受理 24.11.5】</p>	<p>府民総合案内・相談センターで公開されている都市計画審議会等の委員名簿が古いままとなっているが、委員名簿の公開等に関するルールはどうなっているのか。 府政運営の考え方を定めた「明日の京都基本条例」が施行されたのに、このような状態では、府にとってマイナスになる。</p>
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会等委員名簿の公開・更新については、政策法務課が各部局から最新の名簿を収集し、センターへ送付し、公開されることとなっているが、定期的な更新と点検がされていませんでした。</li> <li>○ 都市計画課（都市計画審議会所管）において、申立者からご指摘をいただいたメールの点検が不十分であったため、名簿が更新されていませんでした。</li> </ul>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 24.11.29】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係部局（総務部・建設交通部・府民生活部）に対して、次のとおり要望しました。</li> <li>・ 情報公開の重要性を鑑み、常に適切な対応を行うこと</li> <li>・ 審議会等の情報公開のあり方等についても検討を進めること。</li> </ul>
<p>対応状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立者に対して、都市計画課からお詫びするとともに委員名簿を更新し、府ホームページでも公表しました。</li> <li>・ 政策法務課において、名簿を点検した上で、全部局に再度依頼し、最新の名簿に更新しました。</li> </ul>

※ 対応状況については、関係部局からの報告を基に記載